

# 住民監査請求監査結果

(令和4年度民有防犯灯維持管理補助金の確定に関する件)

令和6年9月

足立区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

区内在住者

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

2 請求書の提出

令和6年8月2日

3 請求の要件審査

本請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和6年8月19日に受理の決定を行った。

4 請求の内容

請求人が提出した「足立区職員措置請求書」（別紙）による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の行為

道路公園管理課の事案決定書「令和4年度民有防犯灯維持管理補助金の確定について」（令和6年1月12日起案、1月16日決定、5足都道収第5336号（以下「事案第5336号」という。))によりライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会（以下「本件登録団体」という。）に対し、補助金24,000円の額を確定したこと。

イ 違法である理由

いわゆる民有防犯灯を維持管理する団体に対する補助金の交付等については、「足立区民有防犯灯維持管理補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、以下のとおり規定されている。

第1条（趣旨）「この要綱は、民有防犯灯（以下「防犯灯」という。）を維持管理する地域住民団体に対し、民有防犯灯維持管理補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うために必要な事項を定めるものとする。」

第2条（定義）「この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 団体 町会・自治会等地域住民で組織した団体をいう。

(3) 民有防犯灯 夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置した民有の防犯灯をいい、私道防犯灯も含まれる。」

(2)、(4)は割愛。

第3条（補助の実施）「区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行う

ことができる。」

第4条（補助対象の要件）「補助の対象となる防犯灯は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもので、区長が必要と認めるものについては補助の対象とする。

（1）団体が維持管理するものであること。」

（2）～（4）は割愛。

第13条（実績報告及び補助金の額の確定）「補助団体は、当該年度の実績報告書（第8号様式）を年度終了後速やかに区長あて提出しなければならない。」

以上を踏まえ、事案第5336号による本件登録団体に対する補助金の額の確定は、以下の理由により違法である。

（主張1）本件登録団体から提出された実績報告書の防犯灯管理維持の内容と経費には、「令和4年度補助金額全8灯24,000円」とあるが、本件登録団体の決算報告書の収入の部において、民有防犯灯は0円であることが確認できる。0円では、補助金が目的どおり使われているかどうか以前の話で、その収入が確認できない。

（主張2）実績報告書には、「令和4年4月から令和5年3月までの電気料金 24,000円」と記載されていたが、決算報告書の支出の部及び備考欄には電気料金等の記載がなく、維持管理費のための電気料金24,000円について、確認することができない。

（主訴）以上のとおり、本件登録団体から提出された実績報告書及び決算報告書からは、補助金の収入及び防犯灯維持管理に係る電気料金の支出を確認することが出来ない。実績を示す根拠がないことから、補助金額を確定することが出来ないにもかかわらず、額を確定したことは、瑕疵のある不適正な会計処理であり、違法である。

（2）措置請求について

以下の措置を講ずることを請求する。

ア 本件登録団体に対する補助金の額の確定の取り消し

イ 補助金の適正執行に反する職員の行為に対しての損害賠償義務の履行の請求

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「令和4年度民有防犯灯維持管理補助金の確定」を監査対象とした。

## 2 監査対象部局

都市建設部道路整備室長付道路公園管理課を監査対象部局とした。

## 3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和6年8月23日に請求人から陳述を行わない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

## 第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

なお、本件請求について、別項のとおり意見を付する。

以下、事務処理手続の確認、請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認、判断理由について述べる。

### 1 事務処理手続の確認

#### (1) 補助金に係る規定について

足立区においては、交付要綱を制定しており、交付要綱に定められた規定に基づき、事務処理を行っている。

交付要綱の主な内容は次のとおりである。

#### ア 趣旨（第1条）

この要綱は、民有防犯灯（以下「防犯灯」という。）を維持管理する地域住民団体に対し、民有防犯灯維持管理補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うために必要な事項を定めるものとする。

#### イ 補助の実施（第3条）

区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行うことができる。

#### ウ 補助対象の要件（第4条）

補助の対象となる防犯灯は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもので、区長が必要と認めるものについては補助の対象とする。

- (1) 団体が維持管理するものであること。
- (2) 高さが1.5メートル以上であること。
- (3) 交通安全又は犯罪防止を主目的として設置されていること。
- (4) 現地調査の時点で現に使用されていると認められること。

#### エ 補助金の交付申請（第8条）

申請者は、前条の通知を受けた後、補助金交付申請書（第4号様式）に所定の事項を記載し、毎年度当初に区長に提出しなければならない。防犯灯灯数に変更のない場合も同様とする。

オ 補助金の交付決定通知（第9条）

区長は前条の申請書を受理し、審査した後、申請者に対し、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

カ 補助金の経理（第11条）

補助金の交付を受ける団体（以下「補助団体」という）は、補助金の使途を明らかにする帳簿類を整えなければならない。

キ 実績報告及び補助金の額の確定（第13条）

補助団体は、当該年度の実績報告書（第8号様式）を年度終了後速やかに区長あて提出しなければならない。

ク 補助金の返還（第15条）

区長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助団体にその返還を命ずることができる。

(2) 補助金の額の確定手続きについて

ア 補助金実績報告書の提出について

令和5年1月20日付け4足都道収第7538号にて交付決定した令和4年度民有防犯灯維持管理補助金について、令和5年11月30日、本件登録団体より実績報告書が提出され、同日付けで監査対象部局で收受した。

イ 補助金の額の確定について

事案第5336号により、本件登録団体より提出された実績報告書について内容を審査した後確定し、通知した。

2 請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認

(1) 「第1請求の受付」、「4請求の内容」、「(1)請求の要旨」、「イ（主張1及び主張2）」について

ア 監査対象部局は、以下のように説明している。

(主張1について)

本件登録団体の決算報告書は、令和4年2月1日から令和5年1月31日までを会計期間としている一方、本件登録団体から提出された実績報告書には令和4年4月から令和5年3月までの電気料金と記載されている。

令和4年度の足立区民有防犯灯維持管理補助金（以下「本件補助金」という。）24,000円は、監査対象部局において、令和5年2月

3日付で支出命令処理を行っており、同年2月22日付けで本件登録団体が指定する金融機関口座（以下、「本件口座」という。）へ入金されていることを本件口座の通帳の写しにより確認している。従って、令和4年度の防犯灯管理維持費として使われていると考える。

なお、本件登録団体の令和4年度決算は、令和5年1月で会計を閉めているため、同年2月に入金された本件補助金に関して記載が無いことはやむを得ないものとする。

（主張2について）

本件登録団体の決算報告書の支出の部には、防犯灯維持費として24,000円が計上されており、備考欄には「管理組合一般会計に振替」と記載されている。改めて本件登録団体に聴取したところ、電力会社との契約上、一つの建物内に複数の引込線を敷設することが出来ないため、共同引込線で電気が供給されており、防犯灯の電気料金についても共用施設（エントランスや駐車場等）の電気料金と一緒に一括で請求され、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合（以下「本件管理組合」という。）の一般会計から支出していることを確認した。また、本件登録団体の通帳の写し及び本件管理組合の支出明細書の写しを徴取し、本件補助金相当分が本件登録団体から本件管理組合へ支弁され、本件管理組合が電気料金を支出していることを確認している。

先述のとおり、防犯灯の電気料金のみを抽出することは出来ないが、電力会社の令和4年度電気料金単価表等によれば1灯（公衆街路灯A、10Wをこえ20Wまで）当たり年間約3,024円であり、8灯分の1年間の電気料金は約24,192円となる。民有防犯灯調査委託による灯数確認と職員による現地での点灯確認を行っており、防犯灯の電気料金として適正に使われていると考える。

イ 監査委員は、以下のとおり事実認定した。

（主張1について）

監査対象部局が説明しているとおり、本件登録団体への本件補助金の入金は、令和5年2月22日付けである。決算報告書の収入の部の「民有防犯灯補助金」の決算額が0円であることは、本件登録団体の会計年度が令和4年2月から令和5年1月であり、本件補助金が当該会計年度中に収入されなかったことの結果である。決算報告書の備考欄に「翌期入金予定」と記載されているとおり、令和5年2月に交付された本件補助金の収入処理については、令和5年度の決算において行われるものとするのが相当である。

なお、本件補助金の額の確定に際し確認すべき事項は、本件登録団体が防犯灯維持管理費を支出（負担）している事実であり、決算報告書の収入の部における区からの補助金の計上の有無は、何ら関係がない。（主張２について）

本件登録団体は、本件管理組合と共同で防犯灯の維持管理を行っており、防犯灯維持管理経費の処理については、従前から、本件管理組合が、防犯灯の電気料金について、マンション共用施設の電気料金とともに一括で電力会社に支払いを行い、本件登録団体は防犯灯維持管理経費を本件管理組合に支払っている。これを前提に、本件登録団体は本件補助金を申請、受領している。

実績報告書に添付されている令和４年度の決算報告書には、支出の部で「防犯灯維持費」が２４，０００円計上され、備考欄に「管理組合一般会計に振替」と記載されていることから、防犯灯維持管理費として２４，０００円が本件管理組合に支払われたことが推認される。

監査事務局において、本件管理組合の支出明細書、及び本件口座の通帳の写しにより、本件管理組合から電力会社に対し防犯灯に係るものを含む電気料金が支払われていること、本件登録団体から本件補助金相当額２４，０００円が本件管理組合に支払われていることを確認した。

以上のように、本件登録団体は、防犯灯に係る電気料金を直接電力会社に支払っていないが、本件管理組合に対し防犯灯維持管理費を負担していることから、実質的に防犯灯維持管理費を支出している実績があると考えるのが相当である。

### 3 判断理由

請求人の主訴は、「第１請求の受付」、「４請求の内容」、「（１）請求の要旨」「イ（主訴）」のとおりであり、本件補助金の額の確定は違法であるとして、額の確定を取り消すこと、あるいは本件補助金を返還させること等を求めているものと解される。

以下の理由から、本件補助金の額の確定は違法又は不当であるとは言えないものと判断する。

（１）監査対象部局は、提出された実績報告書及び本件登録団体の決算報告書に基づいて本件補助金の額の確定を行っていること、実際に本件登録団体は、決算報告書の支出の部に記載のとおり、防犯灯に係る電気料金を直接電力会社に支払っている本件管理組合に対し、本件補助金相当額を支出し

ており、実質的に防犯灯維持管理費を支出している事実があることから、本件補助金の確定行為は、瑕疵ある不適正な会計処理とは言えない。  
(2) 本件補助金交付金額にも誤りはなく、区に損害が発生している事実はない。

#### 4 監査委員意見

本件請求に対する監査の結果は以上のとおりであるが、実績報告手続きの改善に向け、次のとおり意見を付す。

本件補助金の実績報告書に添付されている本件登録団体作成の決算報告書のみでは、補助目的である防犯灯維持管理費が支出されたことを推認できるが、即断することは困難である。

補助金の審査手続きの公正性、透明性をより高める観点から、実績報告にあたり、本件管理組合の領収書や電力会社の領収書といった挙証資料を添付することを要件とするなど、防犯灯の維持管理経費として支弁されていることが即断できるような仕組みに改められたい。

また、補助団体に対しては、交付要綱第13条の趣旨に従い、年度終了後速やかな実績報告書の提出を指導されたい。

以上

## 足立区職員措置請求書

### 1 請求の要旨

〈誰が、いつ、どのような行為を行っているか〉

都政建設部長が事案決定書記号番号5足都道収第5336号で、起案日令和6年01月12日、決定日令和6年01月16日に、事案「令和4年度民有防犯灯維持管理補助金の確定について」で、団体名ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会に対する財務会計上の行為の補助金の確定（額）24,000円

（別紙事実証明書2のとおり）

〈違法である理由について〉

いわゆる民有防犯灯を維持管理する団体に対する補助金の交付等については、足立区民有防犯灯維持管理補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定。

第1条（趣旨）に、

この要綱は、民有防犯灯（以下「防犯灯」という。）を維持管理する地域住民団体に対し、民有防犯灯維持管理補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）に、

この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

（1）団体 町会・自治会等地域住民で組織した団体をいう。

（3）民有防犯灯 夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置した民有の防犯灯をいい、私道防犯灯も含まれる。

（2）、（4）は割愛。

第3条（補助の実施）に、

区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行うことができる。

第4条（補助対象の要件）に、

補助の対象となる防犯灯は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもので、区長が必要と認めるものについては補助の対象とする。

（1）団体が維持管理するものであること。

（2）～（4）は割愛。

第13条（実績報告及び補助金の額の確定）に、

補助団体は、当該年度の実績報告書（第8号様式）を年度終了後速やかに区長あて提出しなければならない。

、とある。

（別紙事実証明書1のとおり）

しかし乍ら、

上記財務会計上の行為である補助金の確定に係る事案決定書は、事案「令和4年度民有防犯灯維持管理補助金の確定について」（以下「都道収第5336号決定」という。）として、裏面の事案概要に「別紙のとおり実績報告書が提出された。審査の結果適正であるので受理し、民有防犯灯維持管理補助金の確定通知書を送付する。」

、とある。

踏まえて、都道収第5335号決定に係るライオンズマンション荒川遊園アクアステージ（以下「アクアステージ自治会」という。）から提出された実績報告書（以下「アクアステージ自治会実績報告書」という。）添付のアクアステージ自治会令和4年度自治会決算報告書（以下「アクアステージ自治会決算報告書」という。）分の補助金の額の確定は、下記のとおり理由で違法とする。

〈理由①アクアステージ自治会実績報告書の防犯灯管理維持の内容と経費に「令和4年度補助金額全8灯24,000円」とある件

補助金額24,000円について、アクアステージ自治会実績報告書に添付の令和4年度アクアステージ自治会決算報告書

（別紙事実証明書4のとおり）

、には、科目収入の部、民有防犯灯補助金が0円であることが確認できる。0円では、補助金が目的どおり使われているかどうか、以前の話で、補助金24,000円は、確認することができないものである。そもそも収入がないのに、額の確定額が、24,000円とは、あり得ないことである。

〈理由②アクアステージ自治会実績報告書に防犯灯維持のための電気料金及び、維持管理費は、令和4年4月から令和5年3月までの電気料金とある件

当該実績報告書には、

内容	経費（円）
令和4年4月から令和5年3月までの電気料金	24,000円
合計	24,000円

、とあるが、

（別紙事実証明書3のとおり）

添付の令和4年度アクアステージ自治会決算報告書（令和4年2月1日～令

和5年1月31日)には、科目支出の部や備考欄に、電気料金等の記載もないことから、維持管理費のための電気料金24,000円分について確認することが出来ないものである。

重ねて、上①のとおり、科目収入の部、民有防犯灯補助金が0円であることからしても、当該会計年度から補助金として電気料金の支出は、あり得ない、確認が出来ないのに、額の確定額が、24,000円とは、あり得ない事案である。

もって、都道収第5336号決定に係るアクアステージ自治会に対する補助金の額の確定については、改めて、事案概要に「審査の結果適正、確定通知書に確認が終了」が記載されているが、これでは、交付要綱第3条(補助の実施)に、

「区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行うことができる。」

、とあることについてを実績報告書に基づく活動が適正に行われているかどうか、上記のとおり確認することが出来ないのではないのかで、瑕疵のある不適正な額の確定行為とするので、違法である。

従い、本件の額の確定は、取り消し、及び0円が相当で、あるいは、当該自治会からの防犯灯補助金の収入がある決算報告書や実績報告書の提出があつて、その上で額の確定の実施が適当とも考える。

因みに、交付要綱第13条(実績報告及び補助金の額の確定)に、

「補助団体は、当該年度の実績報告書(第8号様式)を年度終了後速やかに区長あて提出しなければならない。」

、とあるにも係わらずに、一方、事務処理の提出等については、所管課が通知(団体数14団体)をしているが、根拠規定もないようで、他方、予算執行委任分の通知(団体数330団体)は、5足地調発第962号令和5年度各種補助金(助成金)の申請び令和4年度各種補助金実績報告書の提出についてで、令和5年5月15日決定日の提出期限は、6月9日である。さても、上記予算執行委任分との二重構造は、本件、実績報告書の提出の日が令和5年11月30日では、交付要綱第13条の「年度終了後速やかに」からは、如何にしても遅いのではないか、更には、根拠も分かりにくいので見直すべきだが適切な事案である。

〈損害について〉

補助金の支出額24,000円が区に生じる。

〈措置請求について〉

[財務会計上の行為によって被った損害を補填するために返還等の措置]  
都道収第5336号決定に係る当該補助対象事業団体のアクアステージ自治会に対する補助金の額の確定24,000円は、支出負担行為に瑕疵のある行為とするので、かかる額の確定分を取り消すこと。

あるいは、額の確定額を0円とすること。

それが出来ないならば補助金の適正執行に反する職員の当該職務上の義務に違反する行為に対して損害賠償義務の履行を執行機関においても予算の執行機関に請求すること等の措置を請求する。

[是正措置]

当該事案の団体に対する補助金の額の確定に係る事務処理については、交付要綱に基づき然るべき実施するための是正措置を請求する。

## 2 請求者

区内在住者

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年8月2日

(注) 措置請求書本文については原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。